

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

由利本荘市企業局より大切なお知らせ

由利本荘市では2020年4月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります

注：現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から1年：2020年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	2年：2021年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	3年：2022年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	4年：2023年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	5年：2024年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**郵送にて通知をします。**
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を

準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

※水道法第25条の2を準用

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

●指定更新申請時に4項目の確認を行います

注：事業の運営に関する基準(水道法第25条の8及び水道法施行規則第36条)に
適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- 1.指定給水装置工事事業者の研修会の受講実績
- 2.指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- 3.給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 4.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・研修会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
注：自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは

由利本荘市企業局管理課 電話：0184-22-4375